

関西広域連合規約の変更及び副広域連合長の選任について



令和7年7月5日
本部事務局総務課

副広域連合長の定数の変更に係る関西広域連合規約の変更について、各構成団体の議会における議決を得て、総務大臣へ許可申請を行っていたところ、令和7年6月26日付けで許可を得て、施行した。これを受けて、これまで1人であった副広域連合長を3人とし、新たに2人の副広域連合長を選任する。

1 変更の概要

- (1) 「副広域連合長」の定数（従来：1人）を「3人以内」に変更（第12条第1項）
- (2) 広域連合長に事故があるとき等の副広域連合長による職務代理に関する規定の変更（第12条第2項）
- (3) 広域連合委員会の副委員長に充てられる副広域連合長に関する規定の変更（第15条第5項）

2 規約変更内容

関西広域連合規約

第1条～第11条 （略）

（広域連合の執行機関の組織）

変更箇所はゴシック下線部分部分

第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長~~1人~~3人以内を置く。

- 2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。この場合において、副広域連合長が2人以上あるときは、あらかじめ広域連合長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 （略）

第13条・第14条 （略）

（広域連合委員会の設置等）

第15条 （略）

2～4 （略）

- 5 広域連合委員会に副委員長 1人を置き、副広域連合長（副広域連合長が2人以上ある場合にあつては、広域連合長が指定する副広域連合長）をもって充てる。

6～9 （略）

第16条以下 （略）

附 則（令和7年6月26日総行市第75号）
この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。